

平成28年7月14日（木曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成28年7月14日（木曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

| | | |
|------|--------|--------|
| 委員長 | 山内孝樹君 | |
| 副委員長 | 高橋兼次君 | |
| 委員 | 後藤伸太郎君 | 佐藤正明君 |
| | 及川幸子君 | 小野寺久幸君 |
| | 村岡賢一君 | 今野雄紀君 |
| | 佐藤宣明君 | 阿部建君 |
| | 山内昇一君 | 菅原辰雄君 |
| | 西條栄福君 | 後藤清喜君 |
| | 三浦清人君 | |

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | |
|----------|-------|
| 町長 | 佐藤仁君 |
| 副町長 | 最知明広君 |
| 総務課長 | 三浦清隆君 |
| 企画課長 | 阿部俊光君 |
| 管財課長 | 仲村孝二君 |
| 管財課長補佐 | 菅原武則君 |
| 建設課長 | 三浦孝君 |
| 復興事業推進課長 | 糟谷克吉君 |

| | |
|----------------------------|----------|
| 復興事業推進課長補佐 兼住宅再建支援係長 | 佐藤 勉 君 |
| 復興事業推進課上席技術主幹 兼移転促進係長 | 及川 幸弘 君 |
| 復興市街地整備課長 | 小原田 満男 君 |
| 復興市街地整備課長補佐 | 男澤 知樹 君 |
| 復興市街地整備課技術副参事 兼復興拠点整備係長 | 岡部 正信 君 |

事務局職員出席者

| | |
|------------------|-------|
| 事務局 長 | 佐藤 孝志 |
| 総務係 長 兼議事調査係長 | 畠山 貴博 |

午後2時15分 開会

○委員長（山内孝樹君） 本会議終了に続きまして、皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の会議は、志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良について、再度、調査を必要とするため開催するものであります。

ここでお諮りいたします。7月5日開催されました本特別委員会において、参考人として独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）から意見を聞くことに決定しているところですが、さらに調査内容を深めるため、飛島・大豊・三井共同建設コンサルタント南三陸町震災復興事業共同企業体にも待機いただいているところでありまして、よって、参考人の追加として、飛島・大豊・三井共同建設コンサルタント南三陸町震災復興事業共同企業体にもご出席いただくことについて、改めてお諮りするものであります。飛島・大豊・三井共同建設コンサルタント南三陸町震災復興事業共同企業体を参考人としてご出席いただくことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。よって、飛島・大豊・三井共同建設コンサルタント南三陸町震災復興事業共同企業体を参考人として出席いただくことに決定いたしました。

それでは、本特別委員会の進め方についてご説明いたします。

本日の会議は、委員会の進め方に関する概要説明が終了した時点で一旦休憩し、参考人である独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）と飛島・大豊・三井共同建設コンサルタント南三陸町震災復興事業共同企業体に会議室に入ってください。

まず初めに、参考人の紹介をした後、7月5日開催されました会議のこれまでの経緯と今後の対応についての補足説明などをいただいた後、参考人に対する質疑を受けたいと思います。その際は、当局も同席しておりますが、参考人に対する質疑のみに限らせていただきます。

参考人に対する質疑が終了した後、参考人には退席いただくこととなります。退席した後は、参考人からのご意見及び質疑を踏まえ、改めて当局に対する質疑を行いたいと思います。

このように進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。よって、そのようにとり進めることといたしま

す

ここで、参考人に着席いただくため、暫時休憩とします。

午後 2 時 2 0 分 休憩

午後 2 時 2 2 分 開議

○委員長（山内孝樹君） 会議を再開いたします。

それでは、早速調査事項に入ります。志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良についてを議題といたします。

本日は、志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良についてを調査するため、5名の方々に参考人としてご出席いただいております。

それでは、ご出席いただきました5人の参考人の方々をご紹介します。

初めに、独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部から、市街地整備部部長吉田正喜様、市街地整備部基盤工事チーム・チームリーダー西尾 司様、南三陸復興支援事務所所長南木宏和様。

次に、飛島・大豊・三井共同建設コンサルタント南三陸町震災復興事業共同企業体から、代表者、飛島建設株式会社東北支店常務執行役員支店長瀧 二郎様、南三陸町CMJV事務所所長山上雅弘様。

本日、参考人としてご出席いただいている参考人の方々は以上であります。

ここで、ただいまご紹介させていただきました5人の参考人の皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず委員会にご出席いただきましたことに対しまして、東日本大震災対策特別委員会を代表し、心から御礼申し上げますとともに、これより進めます調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

初めに、7月5日に開催されました会議の中で、当局よりこれまでの経緯と今後の対応についてご説明を受けたところですが、担当課長及び参考人から補足説明などがありましたらご発言をお願いいたします。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、私からお手元に配付している資料についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、今回の中央団地宅地擁壁の施工不良に関しまして、町よりUR都市再生機構に対しまして原因の究明・検証並びに再発防止等について説明を行うよう要請しておりましたが、昨日

7月13日付で、志津川中央団地造成工事における宅地擁壁の施工不良に関する原因の究明・検証並びに再発防止等について（回答）ということで報告があり、受理したところでございます。

本日は、その報告を受けた資料をお手元に配付してございますので、この後、UR都市再生機構よりご説明させていただければと思っております。また、もう一つづり、参考ではございますが、町とUR都市再生機構とで交わしておりますパートナーシップの覚書、それと覚書に基づく協力協定書、変更協定書、それと協力協定書に基づき委託業務を締結しました志津川中央地区の契約書の写しをお手元に配付してございますので、参考資料としてお目通しいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（山内孝樹君） それでは、独立行政法人都市再生機構による説明をお願いいたします。吉田参考人。

○吉田正喜参考人 このたびは、ご迷惑とご心配をおかけしておりまして深くおわび申し上げます。再施工に際しましては、安心して暮らしていただけますよう確実な品質を管理し、全力で取り組んでいるところでございます。

お手元の資料につきましては、現場の所長の南木から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（山内孝樹君） 南木参考人。

○南木宏和参考人 所長の南木と申します。

今、お手元にお配りしている資料がございますが、そちらのかがみ文をめぐっていただきますと内容がございますので、そちらに沿ってご説明いたします。

まず、中央地区の宅地擁壁施工ということに関しての基本的な情報でございます。こちらについては経緯ということで27年11月中旬及び28年3月中旬、それぞれAとBの施工に着手しているといったところを記載してございます。

その次の箱になりますけれども、現場の施工及び品質管理、検査の流れということでございまして、こちらの流れにつきましては、まず現場の施工、品質・出来形管理といった点につきまして共同企業体JVの施工班という形で担当するという事となっております。さらにですけれども、それらの施工についての品質管理、出来形管理及び管理の状況についての確認といったものについては、共同企業体の品質管理班というものが担当していくということで、さらにですけれども、品質確認という部分でJVが行っている品質管理をURが確認するといった流れで工事を進めてまいりまして、最終的にはURが検査するといった進め方でございます。

一番下に載せてございますけれども、先ほどご紹介ございましたが、町さんから委託を受けまして、我々都市再生機構が工事を発注するという形をとってございまして、今回、飛島・大豊・三井共同建設コンサルタントJVに工事を発注したということで、さらに、その下にいわゆる下請ということになるかと思いますが、専門業者がそれぞれ、Aについては2社、Bについては1社いるといった関係でございます。

めくっていただきまして、今回の施工不良といった件についての原因というものを整理させていただいておりますので、ちょっと要約した形になりますけれども、説明いたします。

まず1点目としてですけれども、擁壁背面部の埋め戻しに係る施工不良というものがございましたが、こちらにつきましては埋め戻し材ということで材料をストックしておかないといけないんですけれども、ストック不足という状況でJVの指導・監督が不備だったということもあり、粒径が大きな岩砕を混入した仮置き材、別のストックの土を使って、それを専門業者が搬入してしまったということでございます。

さらにですけれども、搬入した後に埋め戻しをするわけですが、JVの材料に対する認識ですとか、あとは指導不足ということがございまして、専門業者もそのままその材料を使った埋め戻しをしてしまったということで、本件の擁壁背面の施工不良が生じてしまったというところでございます。

2点目、擁壁の基礎関連でも施工不良があったというところでございますけれども、こちらにつきましては、内容としてJVから専門業者に対して基礎の部分の調整ということで、過不足があればそこを調整していくという作業が発生するわけですが、そうした手順があるという部分についての監督・指導が不足していたという点。あとは、基礎部の調整に関する専門業者の認識不足ということと、それについてのJVの確認の不備ということで起きているということ。

あともう一点としましては、JV側の施工体制の見直しにつきましては、工事の進展とともに行うものもございます。さらには、配置転換等も、実際、ちょっと体調不良の職員さんがいらっちゃったということで行っておりまして、それに伴う引き継ぎがちゃんとできていなかったといった点が挙げられると考えております。

今申し上げた点と加えまして、あと品質管理上の原因というところでございまして、こちらにつきましては、先ほどの施工の流れでも申し上げたところですが、JVの品質管理班が管理及び管理上出てきたものに対する是正といったところを実施していなかったという点と、あとURが管理是正について適切な指導ができていなかったという点があったというこ

ろでございます。

これらを原因のまとめということで一番下に記載してございますけれども、J Vの施工手順に関する専門業者への適切な指導がなされず途中段階での確認検査も十分ではなかった点、及びURのJ Vからの報告の確認ですとか、あとは現地を確認しに行くといった点で十分な管理・監督ができていなかったものだという点でございます。

以上、原因等を踏まえまして、今後どうしていくかという部分の再発防止対策でございますけれども、こちらにつきましては3ページに記載してございます。

まず1点、J V側の再発防止案ということで記載してございますけれども、施工不良に対する再発防止ということで、今回、埋め戻しと擁壁に関してどうしていくかという点でございますが、主には品質基準といったものが予定どおりのものではなかった点等ございますので、そうした基準ですとか、あとは施工する際の作業手順書といったものを再教育してちゃんと理解させていくということで、J Vの内部向け及び専門業者向けにやっていきますというところでございます。

さらにですけれども、手順書ですとか品質基準といったものをきちんと周知するという点で、現地に看板を設置して作業員の目に入るようにしたりですとか、あとはJ Vの体制として品質保証室という新たな立場の職員を配置しまして、厳格に品質管理をしていくということ。さらには、本社ですとか支店から月1もしくは週1等で指導支援を行っていくということで再発防止に努めていくと考えております。

さらにですけれども、今回、中央地区の宅地擁壁につきましては、こういったふぐあいがあったということでチェックシートを各宅地ごとにつくりまして、それを各宅地ごとに管理していくということで綿密に確認行為等も進めております。

特に、そういった全体の再発防止に加えまして、品質確保という面で、先ほど申し上げました品質保証室という方の常駐による計画的な品質チェックですとか、あとは施工段階ごとの工事進行の判断等も進めていくと、確実にやっていくということ。あとは、工事の担当者の増員といったことも含めて検討していくということで考えてございます。

続きましては、URにおける再発防止でございますけれども、こちらにつきましては3ページの下から始まる場所ですが、本社、本部、事務所、あと品質管理の補助員ということで現場を見に行く者もおります。あとJ Vということで、それら組織体制が参加して、品質会議というものを実施していくということで、その中で宅地擁壁の点検ですとか品質確保の徹底指示ですとか、そういったものも進めていくこととしておりまして、これについては7月1日に開

催して再施工も進めているところということでございます。

めくっていただきまして、あとは本社、本部、事務所ということで、機構内部の中でも品質ですとか安全管理を徹底していくということですか、品質管理補助員ということで現場を見に行く職員の増員もJVの再発防止等に応じて対応できるようにしていくということです。あとは、専門業者ということでJVが選定を行うわけですが、そちらについて施工能力があるのかということについてはチェックを強化してまいりたいと考えております。特に、再発防止の関係と品質管理ですが、そちらについては品質管理の徹底に関する指導、あとは品質管理方法の共有ということで、それにかかわっている皆さんで共有するというところ。あとは体制の強化と、こういった点について、特に品質管理面では対策を進めていきたいというところ。

最後になりますが、4ページの下ですけれども、施工不良を踏まえた点検ということでございまして、こちらにつきましては、町への引き渡しを既に行わせていただいた施設ですとか、あとは今現在施工中のもので、施工中ですけれども引き渡し間近のものといったカテゴリーがございしますが、それらについて、こういった品質管理が適切に行われていたのかどうか等もきちんと点検した上で引き渡しに移行していきたいということで考えてございまして、こちらは先ほど申しあげました7月1日の会議で既に指示しておりますので、今後、随時、点検結果がまとまってくるものということで考えてございまして、そちらについて速やかに取りまとめていきたいと思っております。

URの説明は以上でございます。

○委員長（山内孝樹君） 次に、これより参考人に対する質疑を行います。

参考人は、委員からの質疑をいただきますので答えられる範囲で質疑にお答えいただくようお願いいたします。また、参考人に念のため申し上げますが、参考人が委員に対して質疑できないことになっておりますので、ご了承願います。

それでは、質疑がありましたら発言を許します。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 まずは、参考人の皆様、こちらにお越しいただきまして、先ほど委員長から御礼申し上げましたけれども、私からも御礼申し上げたいと思います。

その上で、今回のかかる事態に至った経緯等、今ご説明いただきました。ご説明いただいた上で、私が疑問に思っていることとか、先ほどURの参考人の方からはご説明ありましたが、JVの参考人の方からは、特に改めてのご説明ということはありませんでしたので、そこも含めて、どちらの方がお答えいただけるかということはありませんが、私もうまく質問できる

かどうか難しいなと思っているんですけども、可能な限りお答えいただければなと思います。

まず、最初の認識として確認しておきたいんですけども、今回の事態を、委員会を進めていく上でまず原因の究明、どこに原因があったのかということはまず明らかにしなければいけないと思います。それはなぜかという、再発防止のためです。再発防止策をやっぱり提案いただきたいと。それを提案された上で、ようやく今回失った信頼というものが回復するんだろうと思います。信頼回復できたならば、今後、じゃあ南三陸町の復興事業にどうかかわっていくのかということになるんだろうと思います。そのためにもう一つ必要な手順というのが、今回、被害を受けた方々への補償ということだと思えます。

なので、原因の究明ということと、再発防止策の構築ということと、補償ということがまず大きな問題なのかなということは共通の認識でよろしいかなと思えますんですけども、よろしいですか。その前提で進めさせていただきます。

まず、原因究明の部分で、責任がどこにあるとお考えですかという質問をまずさせていただきますと思うんです。結論からというか、私の考えとしては、関係した方々、あらゆるところに責任はもちろんあるんだろうと思えますんですけども、それぞれのお立場でどういう責任があるとお考えなのかということをお伺いしたいなと思います。それがまず1点目です。

それから、原因が、例えばL型擁壁の埋め戻しに品質基準に満たない土砂を使ったということは現実にあるわけです。なぜ、そういうことが起きてしまったのかということ考えた場合に、なぜ起きたのかということも大事なんですけども、なぜ、そういうことを防げなかったのか、見抜けなかったのかということも重要だと思えます。その原因はいろいろあると思えます。例えば、工期がきつかったとか、もともと設計に問題があったのではないとか、志津川中央団地という場所の選定に問題があったのではないとか、もしくは単に業者の見落としなのか、管理指導の不足といったところなのか、いろいろあると思えます。そこをお答えできる範囲で結構ですので、どういうところに原因の背景があったのかと、これを2点目でお伺いします。

済みません、余り一遍に聞くと大変なんですけれども、一応、質疑も原則3回ということになっておりますので、ちょっとまとめていろいろ質問させていただきます。大丈夫ですか。

じゃあ、もう一つ、再発防止策というところについてだけ質問させていただきます。これはやっぱり具体的で効力のあるもの、効果のしっかり上がるものを提案していただかないといけないと思えます。その上で、きょう、たった今、この資料を拝見させていただきましたの

で、今ご説明いただいた資料をもとに質問させていただきます。

J Vの再発防止策、この資料でいうと3ページの上段から始まる部分、共同企業体による再発防止対策（案）（協議中）という部分ですけれども、これには埋め戻し作業、それから擁壁設置作業、それぞれにおいて細かな、具体的にこういう作業があるのでこう改善しますという内容、さらには品質保証室という、今までなかったものだと思うんです。これを新しく設置するんだと。現地に常駐して対応するんだと。今まで置いていなかった人材を人件費かけてそこに置くんだと、さらには④番とかにも工事担当者を増員するという具体的な対策があるかなと思います。

その次に、URによる再発防止対策ということで載っているんですけれども、これが大体②とかにすると品質に加えて安全管理を徹底します、もしくは③でいえば増員を検討しますと。具体的に人数を増やしますよ、新しく部署を設置しますよと言っているJ Vの対策からすると、URの体制としては一步後退しているというか、半歩下がった対応なのかなという印象を受けました。そうではないのですということでしたら、この後のお答えの中でいただきたいんですけれども、これで十分な再発防止対策になっているとお思いかどうか、お答えいただければと。

ですので、3点になりましょうか。お願いいたします。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 ただいまのを見ましたが、それぞれ私どもとJ Vサイドからの回答があるのかと思いますが、まずURからの回答を申し上げたいと思います。

まず1点目の責任がどういうものかということでございますが、私どもとしましては、町に中間報告で提出させていただいていますように、直接的な原因は請負業者であるJ Vサイドの施工上の施工管理、それと安全管理という面が直接的にはあるのかなと。ただし、URとしましてはJ Vに対する監督責任がございますから、そういう監督の立場では、しっかりと今後再発防止に努めていかなければいけないと認識しているところでございます。

2点目にございました、なぜというあたりは、直接的な原因でございますJ Vさんから後で詳しくご説明があると思いますが、私どもが六市で事業をやっている中でも、昨年度の年度末というのはいろいろな業務がいろいろ集中したというのも背景としてはあるのかなとは思っておりますが、それが直接的な背景かどうかは、またJ Vさんからの回答があるのではないかと考えております。

3点目の再発防止につきましてURの体制はどうかというご質問でございますが、私どもが

ご提示させていただいている再発防止で十分対応ができると自信を持って提示させていただいているところでございます。若干、紙として弱い答えになっておりますのは、今回の発注の仕組みが一体的業務ということでございまして、設計と工事、それと安全管理を一体的にJVさんをお願いしているところでございまして、その中で私どもが監督なり現場の確認、それと検査をやっている関係で、ボリューム感としてはこうなっていると理解しております。しっかり対応したいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（山内孝樹君） 瀧参考人。

○瀧 二郎参考人 施工を担当しました飛鳥建設の東北支店長瀧でございます。

冒頭、おわびを一言申し上げたいと思います。

志津川中央地区ABブロックにおきまして、宅地擁壁工事で施工不良を起こしてしまい、南三陸町様にご迷惑、ご心配、さらにはお手数をおかけしてしまっていること、本当に心からおわび申し上げます。何より、一日も早い住宅再建を望まれておられます皆様に対しまして大変申しわけなく、心よりおわび申し上げます。当件につきまして、町長様より大変厳しい叱責のお言葉をいただきまして、私どもとしましても本当に深く反省しているところでございます。

現在、擁壁の再施工を施工中でございますが、施工管理、品質管理を徹底いたしまして、一日でも早い安全でご安心いただける擁壁宅地をお引き渡しできるよう、現在、日々最善を尽くしているところでございます。今後、二度とこのような事案を起こさないように、品質管理、施工管理を徹底いたしまして再発防止に努めてまいりたいと思います。本当に申しわけございませんでした。

それでは、ご質問に対して、私なりにちょっとお答えさせていただきます。

最初に、責任の所在の件でございますけれども、今回の事案は、私どもの本当に施工管理、品質管理の不備だと認識しております。現場におきましては、このような、例えば基礎の擁壁が足らなかつたり、また出ていたりした場合には、我々がチェックして、それをきちんと形にしてお引き渡しするというのが我々の職務でございます。結果としまして、その辺の指導、教育も含めましてその辺が不足していたということで、私どもとしては、より責任が重大であると認識しております。それを踏まえまして、補償関係も含めて当JVで対応したいと申し出をしたところでございます。

もう一点、なぜこんなことになったかということなんですけれども、私どもとしましても、協力会社の皆さんに、例えば、擁壁ですとこうしなくちゃいけないということは指導、教育し

たつもりではございましたけれども、やはり認識の違いもございまして、本当にそこら辺のところの指導が十分だったかなと反省するところもございまして。また、一部擁壁の出入り、過不足につきましては、部分的には是正してあったところもございましたので、実際、埋め戻しするときに、本来であればきちり確認してちゃんと是正しているということを確認していれば、このようなことはなかったかと思うんですけども、その辺の確認ができなかったということで今回の事案が発生したと思っております。

それともう一点、当時、施工を担当している人間、我々も非常にそこら辺のところを危惧している体制があったものですから危惧していたんですけども、病気になったりして職員を交代したと、その辺の引き継ぎも十分できたかなと、できていなかったんじゃないかなと考えております。

以上のような原因だと思います。

本当に、私どもの施工管理、品質管理の不備で、このような皆様にご迷惑をおかけするようなことになりまして、本当に申しわけなく思っております。

再発防止の策につきましては、私どもとしましては今回、施工管理の部分、それから品質管理の部分、この辺の連携がきちりできていれば、このようなことはなかったと考えております。その面で、品質保証室というものを設けまして、施工班と品質管理班の連携といいますか不備調整をやるべき職務ということで設置しております。

一方、現場だけに任せることなく、支店、それから本社も現場に入りまして、その辺のフォロー、支援をやりたいと考えていまして、頻度につきましては、支店は週1回、本社は月1回と決めさせていただいていますが、これは運用してまいりまして、本当にそれで十分でなければさらなる頻度アップとか、いろいろなことを考えてまいりたいと思っております。

今後、このようなことのないよう最善の努力を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（山内孝樹君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 こちらの質問にいろいろ答えていただきましてありがとうございます。

その上で、今、お答えの中で確認が不足していたのではないかと、もしくは指導が十分ではなかったのではないかと、それぞれのお立場でそういう管理する責任は自覚されておられて、その上でこういうかかる事態を引き起こしたということは、そういった取り組みが不足していたのではないかとという真摯な反省の弁をいただいたところなのかなとは思っています。

そうすると、それぞれに責任はあるんだということになってくると、それぞれの立場から再発防止を考えていかなきゃいけないんだということになります。要は、確認が不足していたりとか連携が不足していたりということは、現実的にどう解消していくのかということを中心に質問しなければいけないのかなと思うんです。

単純に外から見ている限りで言えば、じゃあ人数をふやせばいいんじゃないかとか、会議の回数をふやせばいいんじゃないかとは思いつく、想像はするんですけども、実際に、もしそういうことで改善できるのであれば、ざっくばらんに言えば、こうなる前に防げたんじゃないかと思うわけですよ。その上でやっぱり不備があったということなのであれば、もう一歩進んだ対策というものが必要になるのではないかなと思うんです。

先ほど、URの吉田参考人からは自信を持ってこの対策に取り組んでいきたいと思いたいというお答えはありましたが、我々議会ですので議員の立場から申し上げれば、志津川中央地区に実際宅地を借りられたり購入されたりした方とよく日常にお話ししたり、今回、こういうことがあったんだという話を日常聞くわけです。その際に、やっぱり誠意ある対応をとっていただかないと、今再施工していただいていますけれども、それは本当に信用できるんだろうかという不信につながりますので、そこはもう一歩踏み込めないのかどうかです。現状で、これも十分内部で検討された上で提出された提案だろうとは思いますが、そういった町民の気持ちを考えた上で、もう少しできることはないだろうかということを探していきたいなど、これはお願いに近い部分もあります。

その上で、1点、4ページになりますけれども、3. 今回の施工不良を踏まえた点検ということで、今後、点検していきますという、これも再発防止策の一環かと思うんですが、復興事業は町内でさまざまにありまして、もうだいぶ前に宅地引き渡しが終わっている部分もあります。そういった部分も含めて、もう一度、再度チェックしますということなのか、これは今回の志津川中央地区に限った内容で進めたいとお思いなのか、その辺どのようにお考えなのかと質問させていただきます。

それから、先ほど、一番最初に前提で申し上げましたが、もう一点、補償という部分も今後考えていかなければいけないのではないかなと思うんです。6月26日でしたか、地域の皆さんへの説明会をなさったと聞いております。その際に、いろいろ今後の対応についてということで資料の中にもありまして、住民の方々にも提示されたようですが、この補償を、どういう質問をすればいいのかというのは難しいんですが、例えば、何か売ったものに品質の不備があってクレームが来た場合に補償するといった場合には、精神的苦痛であったりとか、そういうも

のに対する慰謝料のようなものに相当するのでしょうか、そういうものも考え得るのかなと思うんです。今回の補償に関していえば、工期がおくれたことや工事に土地を使わせていただく実費の補償というものが相当しているのかなと思うんですが、さらに、そういった要望であるとか、そういうクレーム、住民の方からの声が上がってきた場合に、そういったところにはどのように対応するお考えなのか。これはそれぞれなのか、私は管理する一番上の責任としてURの方になるのかなと思いますので、URの方にお答えいただければと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 まず、1点目にございました再発防止につきましてでございますが、今回の案で自信を持って再発防止と考えておりますが、さらに予見できないような、例えば忙しさであるとか業務の集中がございましたら、それに合わせて増員ですとかいろいろな取り組みを重ねていく所存でございますので、現段階ではこちらをご提示させていただいているとご理解いただければと思っております。

2点目にございました他地区の点検でございますけれども、私どもが整備させていただいております今回の擁壁等がございましたけれども、全宅地につきまして、書類等を中心に全ての宅地を再点検いたします。その中で疑義等がございましたら、現地に入らせていただく等のいろいろな次のステップの検討をしますけれども、まずは全ての宅地で検討したいと思っております。

3点目の補償につきましては、JVさんから申し出がございましたのでしっかりやっていたけると私どもは考えておりますので、詳しい内容につきましてはJVから回答をお願いしたいと思っております。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 瀧参考人。

○瀧 二郎参考人 補償につきましてお答え申し上げます。

地権者の皆さんには精神的にご負担をかけていること、本当に深くおわび申し上げます。現在、いろいろ再施工に当たりまして、大変お忙しい中、貴重な時間を私どもの調整に割らせていただいております、本当に感謝申し上げているところでございます。誠心誠意、私どもは地権者の皆様と協議してまいりたいと考えております。

ただ、慰謝料といえますか、そういう精神的な部分につきましては、なかなか金額的な算出は根拠が難しいというところがございます、現在のところ、その件については対象ではないと考えておりますけれども、今後の協議の中で誠心誠意協議させていただくと思っております。

す。以上でございます。

○委員長（山内孝樹君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 全宅地でチェックを行うということを申し上げたのは、今回の事態に関しても、地権者の方のクラックが入っているよという、お住まいの方からの申し出があって、調べてみたらこうだったということなわけです。ですので、これを今後防いでいくというためには、お手数かもしれませんが、どこまで可能なのかというのはわからないんですが、皆様から現地に出向いて行っていただいて、できる限りそういう調査をしていただくということは必要なんだろうと思っておりまして、お伺いした部分です。そういったそれぞれの担当した部分に関しては、もう一度チェックしていただくということです、そのようにぜひ進めていただきたいと思います。

また、補償に関してです。これはどこで線を引くというか、考え方としては非常に難しいんだろうとは思いますが、私の立場から言わせていただけることを1つの意見としてお聞きいただければと思うんですが、特に志津川中央地区というのは、南三陸町の高台移転で一番最後になった場所なんです。震災があったのはもう5年以上前で、その間、皆さん、私もそうですが、仮設住宅に住んで不自由な生活をしておられます。その方々が、ようやくついの住みかを建てられるんだと思ったところでちょっと待ってくださいと言われたということは、ある種、通常の施工不良とは受けたダメージというものはちょっと比較にならないのかなと思っているところであります。

ですので、具体的にどうこうということをこの場で正確にお答えしていただくということは難しいのかもわかりませんが、ぜひ、そういった声、私自身が個人としてお伺いしております。ですので、それに正面からどうか向き合っていただきたいと思います、これはお願いになりますが、重ねて申し上げさせていきたいと思います。

最後に、志津川中央地区、これは以前に町当局にも同じ質問をしたんですが、今回の施工不良は、ミスの種類としては単純な初歩的なミスなのか、そうではなくて結構技術的には難しい作業があったのでミスが起きたんだということなのか、どちらだとお考えなのかということと、それから今回、被害といいますか影響を受けられた方々というのはどの範囲だとお考えなのか、擁壁が入っている宅地の方とお考えなのか、志津川中央地区全体もしくは南三陸町全体と、どの辺の方が、これは精神的な部分じゃなくて直接的な影響ということで構いませんが、受けたとお考えなのかということの2点だけお答えいただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 私どもとしましては、再施工をしっかりとしまして年度内にも多くの宅地が完成予定でございますので、しっかり品質のいいものをつくって少しでも信頼回復に努めたいと思っております、全ての仕事を誠実に対応していきたいと思っております。

ご質問の1点目の施工不良につきましては、今回のメモに書いてありますように、私ども土木的な技術者からすると初歩的なミスではないかというのが私どもの捉え方でございます。

2点目の影響の範囲でございますが、精神的なものは多くの方にご不安をおかけして申しわけないと思っております、直接的なものは技術的な検証もしまして、今回、擁壁を設置したところに特化したものでございまして、他地区の擁壁がないところについては、そういったことはないのではないかと現段階では考えているところでございます。以上です。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかにございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

本日は、UR様、そしてまたJVさんにおかれましては、お忙しい中、参考人としてお越しいただきまして大変ありがとうございます。ご苦労さまです。

ただいま、前者からもいろいろと原因について質問したところ、いろいろのご意見を伺いました。その中で、何点か私からご質問申し上げます。

まず1点目、URさんにお伺いたします。どのような竣工検査をしていたのか、その辺。

それから、2点目、JVさんにお伺いたします。JVさんは、当町のほかに今まで宅地造成の工事をどのぐらい手がけてきたのか、実績、事例をお伺いたします。

それから、3点目ですけれども、この件の資料の中に、擁壁施工中であった平成28年1月ごろ体制の見直しを実施と書いてありますけれども、この体制の見直しは、この擁壁工事の原因がわかった時点でやっていたのか、それとは関係なく実施していたのか、その辺をお伺いたします。そしてまた、3月ごろ、体調不良により担当者の配置転換を実施したとここに書いてありますけれども、それは工事に関係ある方の配置転換だったのか、全然関係ないところの配置転換になったのか、その辺をお伺いします。

それから、最後に、宅地購入については前者の前委員からありましたけれども、町民の方々は非常に待ちに待って、さあ、これからついの住みかになる家を建てようという矢先のことで、車で言えば、新車を買って傷がついて、よくある話、あやがついたという心の負担というもののはかり知れないものがあります。前委員が申し上げたように、膝を交えて誠意を見せて対応していただきたい。これは私からの再三のお願いになりますけれども、以上、ご質問申し

上げますのでお願いします。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 最初にご質問がございました検査でございますが、本日、説明しました中間報告の資料の1ページ目に体制が書いてありますけれども、私どもの検査は、首都圏ニュータウン本部の工事検査を専門にやっているところから来て、検査をしています。

検査の内容としましては、設計図に設計上の寸法が書いてありますので、それが実際どうだったかという出来形の実際の寸法をはかりまして、それが一定の誤差の範囲であるかどうかという出来形の管理です。あと、今回、問題になっておりますような擁壁につきましては、既に土の中に埋まったものについて、一定の頻度で写真を撮りまして、その寸法なり施工がちゃんとやられているかどうかという検査をします。そういったことでやっているところでございます。

あと、委員からご指摘のありました地権者の皆様のご負担は非常に大きいものだと思いますので、私ども職員、誠意を持って対応させていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 瀧参考人。

○瀧 二郎参考人 実績につきましてご質問がございましたので、突然のことで具体的な数字ではお答えできませんけれども、弊社は土木を主とした会社でございます、歴史的にもかなりの実績がございます。URさんからもたくさんの宅地造成の仕事を契約させていただいておまして、かなりの数があるということでお答えさせていただきたいと思っております。

それで、先ほど来おっしゃっています、本当に心待ちにされた皆様に大変申しわけなく思っております。いろいろな協議につきましては、誠心誠意、私どもにできる範囲のことをあわせて打ち合わせさせていただきたいと考えております。

現場の体制につきましては、現場の山上からお答えいたします。

○委員長（山内孝樹君） 山上参考人。

○山上雅弘参考人 現場の責任者の山上でございます。

このたびは、いろいろご迷惑をおかけしまして、まことに申しわけありませんでした。

ご質問にありました原因の1つとしております体制の見直しについてですけれども、1月の段階の見直しということなんですが、我々は、今回この事業で東地区、それから中央地区、それから西地区、それから土地区画整理地区と広大な範囲の仕事をさせていただいておりますとか任されているという状況の中で、ちょっとこのようなふぐあいを発生して申しわけないんですが、そういう中でそれぞれの地区に繁忙期というのがございます。この工事でいいます

と、土を掘削するところから始まりまして、それから構造物、道路の整備とか排水の整備とか、中央地区でいいますと宅地と宅地の間の擁壁の整備とかというものがありまして、それぞれの地区で人員の多い、少ないという業務の量に応じて、体制をその都度見直している状況でございます。

中央地区に関しましては、当初より掘削を進めたものが構造物の構築という段階に移りましたので、ほかの地区との調整も含めて人員配置の調整をした中で引き継ぎ等のちよつとうまくいかないところがありました。メインとなる課長職以上についてはなるべく固定して、そのようなふぐあいを防止しているところだったんですが、担当者が変わっていく中でこのような事態が発生してしまいました。申しわけございません。

それと、もう一つありました体調の不良に関する職員ですけれども、これは2名、中央地区で担当する者が3月に入りましてちよつと業務をできない状態になりまして、交代ということになっております。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 URさんの検査方法はわかりました。

ただ、前委員も申し上げたように、これが発覚したのは土地を所有した方からの通報だったということ、残念ながら。検査でそれがわかっていけばここまではこなかったという思いがあるんですけども、もし、クラックが数日間起きないでいたら、個人からはもっと遅い時期になったのかなと思います。その辺が非常に悔やまれるんですけども、我々は素人ですから、検査はどのような検査で合格して、竣工検査が合格を通過して町に渡ったのかなという思いがして残念なんです。その辺の検査の仕方、今後はいろいろ、これからはその辺を変えていくという方向性がある程度話されましたけれども、一番大事なことだと思うんです。

そしてまた、JVさんからは、随分いろいろな方面でいろいろな実例をなさっている大きな会社のように思いますが、そうであれば、なおさらこういう初歩的なミスが起きないのではないかと、私は素人ですからそういう判断に立つんですけども、なぜそのような初歩的なミスが起きたのかということにまだまだ疑問が残るわけです。そのようなことが今後繰り返されないような工夫を今これからしていくというお話なんですけれども、実は、私も信頼を失墜しまして、午前中も別な案件で本会議のときも心配で、自分たちの議決したものにこういう結果が出たということの責任を感じて、いや、これで大丈夫なのかと当局にも少し厳しく言いました。そういう後を引くような事例でございます。どうぞ、ここでこういう再防止を重ねながら、ぜひやっていきたいと思います。

そしてまた、ここで埋め戻しの方法なんですけれども、岩削がきたら同じ場所にこれからは置いて、それを使うということなんですけれども、そもそも岩削をこなさないでおく場所と一緒に同じところに置いていたものを使ったものなのか、これからはそういう大きなものを使わないようにしていくのか、細かくしてまた使うのか、その辺お伺いいたします。

○委員長（山内孝樹君） 山上参考人。

○山上雅弘参考人 岩の破碎の件なんですけれども、実際、高台の掘削をしますと、土の部分から固い岩の部分までさまざまな種類の土砂が出てきます。どうしても固い岩は、掘削場所では大きな流形のところまでブルドーザーとかブレイカーで破碎している状況ですが、宅地の上に使う100ミリ以下の材料にするにはもう一手間かけなければなりません。これを現地の掘削場所でやっていると、掘削の時間を多大に要するというので、宅地の引き渡しの工期に非常に影響を及ぼすということになります。

したがいまして、今現在、今回の反省を踏まえたものとしては、1つはバックホーにふるいをつけて大きなサイズのを一旦除去するというので、大きなものを除去した材料を埋め戻し材量に使うということを1つやっております。それから、じゃあ大きな材料はどうするんだということについては、今、助作に岩の大きな山が仮置きということで置いてございます。これについては、破碎プラントによって宅地の盛り土に利用できるようなところまで破碎して使用する予定になっております。

ということで、今後、同様の品質ふぐあいを発生させないように我々は管理していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 最初のご質問の検査でございますけれども、今回、検査につきましては全ての宅地を全部実量検査するというのは現実的には難しいので、今後も、検査については抽出検査で行うというのは、引き続きその方針でございますが、今回の再発防止の中で余り検査のことを書いていないのは、検査で地権者の皆様にお渡しするときにはもう宅地が完成して町さんに宅地をお渡しする間近でございますので、そこで何かあるということではもう既に時が遅いわけなので、今回はあらかじめ施工管理の我々の中の基準がございますので、それにのっとって最初からしっかりやっていただくということでの再発防止が中心になっているのはそのためでございます。

それと、2点目のご質問の埋め戻し材料をどうして現地から出た、少し破碎した石を使うのかというご質問でございますが、私どもは長く宅地を整備している中で、品質管理の基準とい

うのがございます。今回、直径10センチぐらいの岩以内にしようというのは、住宅を建てられるときに、それに耐えられる地耐力とかいろいろな品質上、そこまで細かくすればこれまでの経験で問題はないということでございますので、その品質をしっかりと守っていただくということとをJVさんに厳しく指導しております。今回、たまたま仮に置く場所が少し混じていたということでございますので、そういったことがないようにしていただくということで考えております。引き続き、品質管理については厳しく指導してまいりたいと思っております。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野と申します。

参考人さんに来ていただいて、こういった場面が余りないものですから、とりあえず質問させていただきます。

前委員の答弁を聞いていたんですけれども、それには直接の原因として施工に原因、JVさんには施工管理の不備、そしてあと初歩的なミスということも出ました。あと、その中に排水の整備等も出たんですけれども、本来ならば、少々では表に出なかったような1本のクラックからこのことが始まったんだと思います。

そのクラックの原因として、工事施工に原因があったんでしょうけれども、私も議会等で再三確認させていただいているんですが、実は、設計の段階で何らかの対応できなかった設計の部分があるんじゃないかと、そういう疑念というか思いもあったので、参考人さんに来ていただいたので、その点に関して確認させていただきます。

そこで、南三陸町は、合併して10年になるんですけれども、前は当中央区も志津川町でした。町名にもあるとおり川の多い町なものですから、そこで、今回、中央区を開発というか造成する上でこういったことも聞いたので、実は、長年あそこの山にどこか別の地域から猟師さんというか鉄砲撃ちの人が来ていたんだそうです。今も来ているのかどうか、山がなくなったので今度は来れないでしょうけれども、その方の話しなんですけれども、マムシもいる、タヌキもいる、いろいろなものがあるというんですけれども、その中で湧き水が湧いているという話をその方はしたそうです。そこで、今回、そういった山に対する設計に対する湧き水に対する対応というのは、どのような形だったのか、それが1点。

第2点目は、その湧き水に関してなんですけれども、以前、45号線は新井田川がありまして、ちょうど45号線の山側を新井田川が通っていました。そこで、今回、新しくなった45号線は、新井田川が45号線の向こう側になってしまいましたので、湧き水に対する対処をどのようになさったのか伺いたいと思います。

あともう一点、CMJVさんの専門の業者さんなんですけれども、町内の担当した業者の方たちも年末で大変忙しい時期だったと思います。そこで、町内及び東京の業者さん3業者さんが現場を担当したんでしょうけれども、聞く話によると、業者から全員何%かで工事を担当したんじゃないくて順繰りに、言い方を悪くすると丸投げではないんでしょうけれども、そういう状況でなされたということもあると聞くものですから、そのところを確認させていただきたいと思います。

あと、最後にもう一点なんですけれども、補償と対応ということで、前委員の方たちも大分聞いていたものですから、私はそういった当事者の話を聞いていく上で、引き渡しは済んで町が売ったわけなので、そこでこういったクレームに対する対応は、できれば売った人と買った人との対応だとよりわかりやすいということでした。その対応には、今回、こういった参考人さんが見えているように業者さんも対応しているということですので、そのところはどのように今後なるのか。町との兼ね合いでしようけれども。

以上、4点ほど伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 クラックと湧き水等のご質問がございましたけれども、志津川中央の地区につきまして湧水についての問題はないと考えておりまして、設計上に問題があるとは認識しておりません。大丈夫だろうと。これは、私どものいろいろな基準と宅地を整備した経験等からしっかり確認して大丈夫だろうと思っています。

ただ、一部の宅地につきましては、水がたまっていたという報告は受けておりまして、擁壁の背面には降った雨をしっかりと流すような措置をしております。たまたま掘ったときに、そういったものはまだ土が表面まで盛られておりませんので、何らかのことで一時期、降雨の後にたまっていたのではないかと考えておりますので、問題はないと認識しているところでございます。

参考に、クラックにつきましては、私どもの経験上はいろいろな要因で起こります。例えば、今回のように地山というのは既存の山を崩して、あと盛り土とって別から持ってくる際には土の性質が変わりますので、そういったところでは発生しやすいというものでございますが、しっかりその原因を把握して対処すべきと考えているところでございます。45号線のように盛り土を高くやる場所につきましては、一般的には盛り土をする下に、暗渠といたしまして水がそこにたまって川に流れるようにして、盛り土の中に水がたまらないような処置をいたします。あちらも同じような処置をして、盛り土の安全性を高めながら工事を進めているところ

でございます。

私からは以上でございます。

○委員長（山内孝樹君） 山上参考人。

○山上雅弘参考人 業者の件でご質問があったかと思えます。お配りした資料の中にもありますように、AブロックBブロック合わせまして、我々と契約している業者が3者ございます。この表では詳しい中身がわかりませんが、2次業者、3次業者がいるところもございます。1次、2次、3次でこういう業界の中でいろいろ役割があります。それぞれの会社、それぞれの場面場面で役割がございます。

例えば、材料を調達するところ、それから測量したり、そういう品質管理も含めて管理をするところ、それから、当然、一番末端が作業することになりますので、作業分担で、例えば排水溝をやる場所、それから擁壁でも擁壁を据えつける場所、あるいは現場打ちのコンクリートを打つ場所とそれぞれ役割を持っておりまして、丸投げということはございません。以上でございます。

○委員長（山内孝樹君） 瀧参考人。

○瀧 二郎参考人 補償のことがございましたので、私からお答えいたします。

今回の事案につきましては、私どもの責任と考えております。ぜひ、私どもが一軒一軒、皆様のいろいろな損害の状況ですとかいろいろなケースがおのおの変わってまいりますので、原因者である我々が直接誠心誠意お話しさせていただきながら、皆様にご納得いただける形で物事を進めさせていただきたいと考えて、私どもから申し入れていることでございます。

もう一点、先ほどの業者の件でございますけれども、正直申しまして、我々ゼネコンの仕事というのは、いろいろな会社が入ってまいりますけれども、それを指導していかにかんちしたものを納められるかというのが我々の仕事でございます。特に、今回のように非常に震災復興ということで繁忙な時期になりますと、なかなかきっちりした予算というのは調達するのが難しいというのが本当の現実でございます。それをきっちり納めてやるのが我々の仕事でございますので、いろいろなケースがございますけれども、それも含めてJVの、我々の責任だと認識しております。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、URさんから湧き水に関する件のお答えがあったんですけども、本当に降った雨というのか、それだけなのか。あと、今後、その湧き水を対処していかないと、先ほど再発防止の件もいろいろ出ていますけれども、それも何十回やっても同じような形になるんじ

やないかと、私は湧き水の対処をしない限りなると思います。そこで、そういった対処は本当に必要じゃないのかということをもう一度だけ確認させていただきます。

あと、45号線に関する水の排出なんですけれども、これも私が再三言っているように、九州等、こちら東北でも異常気象ということで1時間にもうすごい雨が降ったりすることがあります。それと同時に湧き水の件があると、水というものは私と違って正直なもので、弱いところ弱いところへと向かう性質があるということです。そこで、湧き水が今回造成したところに行き渡る懸念が、私は素人考えながらしていますので、その点を、しつこいようですけれども、再度確認させていただきたいと思います。

なぜかといいますと、今はいいでしょうけれども、これが何年になるかわからないですけれども、その後に施工が原因でなった場合はそのままでもいいでしょうけれども、湧き水が原因だった場合には、必ずそういった症状なりなんなりが出てくると思いますので、そのときはもう今よりも大変なことになると思うので、URさんが言うように大丈夫ならいいんですけれども、そこを懸念する上で、もう一度確認させていただきたいと思います。

あと、3点目のJVさんの件なんですけれども、私は、これまた素人考えながら建設業界はわからないもので、丸投げ丸投げ丸投げで行って最後の工事の人の予算が少なくなって、そして大きな石とかそういったことになったんじゃないかなという素朴な疑念で、初歩的なミスが生じたのかなという、これは一生懸命復興に携わって、それこそ年末の忙しい時期に一生懸命工事していただいた業者さんに対しては失礼なんですけれども、その点、こういった立場上、確認させていただきます。

あと、補償と対応に関しては、先ほど、JVさんからあったんですけれども、それも同じ理屈で、現段階での対応等はJVさんでもいいんでしょうけれども、何らかの形で出た場合のことを考えると、やはりそういった補償の交渉等は実際町としていただいて、そして売った人と土地を購入した方たちとの対応は町にしてもらおうと、今後、いろいろな時間の流れでの責任というところも明確にある程度できるんじゃないかと思いますが、その点に関して伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 湧き水に関しましては、繰り返しになると思いますが、志津川中央地区の皆様にはご心配をおかけしまして大変申しわけなく思っております。ただ、私どもとする、現地の状況と私どもの設計の基準等から照らして、湧き水に関して志津川中央地区は大丈夫だと考えております。それは、実際、切り土とって多くの宅地は山を切ってやっていると

ころですけれども、そこで私どもの宅地の基準として大丈夫かどうかというチェックをしております。それは地耐力と呼びますけれども、そちらは住宅に十分耐えられる地耐力がございます。

また、掘ったところで擁壁を盛っているわけでございますけれども、そちらについても十分排水対策をしておりますので、しっかり完了すれば湧水については、委員ご指摘のご心配はあられると思いますけれども、私どもは大丈夫だと考えております。

現在、再施工をやっておりまして、私どもも専任の職員をつけております。昼夜間で工事をやっておりますけれども、その職員からの報告からも、地元の説明会のときに湧水のご心配がございましたけれども、湧水についてはそういった報告はございませんので大丈夫だと重ねて申し上げておきたいと思っております。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 山上参考人。

○山上雅弘参考人 協力業者といいますか下請の件の再度ご質問がありましたのでお答え申し上げます。

我々が業者選定をする場合、公告をしまして、仕事の内容についてご説明させていただいて、見積もりする時間をとりまして、入札という形をとらせていただいております。大体、複数社の見積もりで今まで進んでいるところですが、こういう復興事業で事業がたくさんある中で、我々がURさんと契約している基準価格があるわけですが、それからは今極端に安いような価格で工事ができると言っている業者は、現在のところ皆無でございます。逆に、その中でできない工種というのも現実的にありますので、国費を使う中で価格を安くする努力をしなければならぬんですが、それはちょっと別なコストダウンやなんかを考えさせていただいてやっている状況でございますので、極端に安く受注したりして、複数次数のずっと下のところで苦しい状況になっているということは考えにくい。

ただ、施工体制台帳の中で、そういう契約についても、常にじゃないんですが、抜き打ちで確認している中では、そのような懸念があるところは現在確認していない状況でございます。

○委員長（山内孝樹君） 瀧参考人。

○瀧 二郎参考人 補償につきましては、ご質問がございましたので、ちょっと私の回答が誤解を招いたかもしれませんけれども、私どもと地権者の皆様は勝手にそこだけでお話ししているわけじゃなくて、当然、UR様、町様のご支援といいますか、いろいろなアドバイス、相談を報告しながら進めていることでございます。JVと2者だけでやっているというわけではございませんので、誤解のないようにひとつよろしくお願ひします。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 再度、湧水に関してなんですけれども、URさんの自信を持っている口調で大丈夫ということがありましたのであれなんですけれども、そこでもう一点だけ湧水に関してなんですけど、切り崩す前に調査したのと、切り崩してから、削ってからの湧き水の状況というのは、多分、変わっていくと思います。私は、多分、URさんが言ったのは切り崩す前の調査では大丈夫だということだったんでしょうけれども、もともと岩盤自体、ほんの少しは水が出てくるということを地元のそういった建設関係の人には聞いていました。ただ、今回聞いたのは、常時湧いているということだったので、それが切り崩すことによって、多分、今までの水面というか出てくる場面が下になるので、そうするとどういったずらをするのかという、そういうことをもし再発防止の上で検討するというのであれば、そのところももう一度確認していただきたいと思います。

あと、補償に関しては、私はそういった先ほどの答弁のような意味合いではなくて、町さんとJVさんが補償に関して取り決めをして、取り決まったことを売った人と町と買った人がやりとりすれば、よりわかりやすいということを言われたものですから、買った人は、どこでもそうなんですけれども、JVさんは余り関係ないので、買ったと売ったの関係からの問題だと思うので、そのところを結構言われている方が多いので、その点を確認させていただきました。

これで終わります。

○委員長（山内孝樹君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 参考人の皆さん、大変、悪路の中、ご苦労さんでございます。

1点確認をしてみたいなと思っております。

URさん、あるいはJVさんの原因の究明、そして今後の対応ということで資料をいただきました。資料の中で、監督・指導の不足と、それから品質管理と、それから検査完成の不備とチェック、品質管理等も含めて、いろいろ原因を挙げてみますと、私が今ここに持っている建設業法22条一括請負の要件に原因が重なる部分が大分あるんです。こうなると、捉え方は逆になりますけれども、先ほどちょっと出ましたけれども、一括下請というと丸投げということなんでしょうが、そういうことにならないのかなという素人の捉え方といいますか受けとめているんですが、その辺あたりはどのように考えられますか。

○委員長（山内孝樹君） 瀧参考人。

○瀧 二郎参考人 業法の一括請負につきましては、例えば、私どもが数十億円で工事を発注様

からお受けしたものを丸々下請に投げてどこかの会社に依頼すると、これが一括下請という位置づけでございまして、今回のようにいろいろな擁壁工事をお任せする、または道路工事をお任せする、このように分かれたようなケースであれば、その業法には該当しないと考えてよろしいかと思えます。

○委員長（山内孝樹君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そうすると、結局、出来形品質管理、工程管理、完成検査、下請業者への指導・監督という部分が最終的な原因になってでも、入り方によっては一括下請にはならないということなんですか。我々から見ると、原因と要件が重なっていると、いや丸投げじゃないのかと解釈するんですよ。その辺あたり、先ほど言ったように素人なもので、そういうために逆にこういう問題が起きたのではないかと考えているんですけれども、もう一回お願いします。

○委員長（山内孝樹君） 瀧参考人。

○瀧 二郎参考人 いわゆる丸投げというのは、元請が何も関与していなくて、もう丸々業者さんに投げてしまう、言ってみれば、例えば100万円で受けた仕事を元請さんが10%抜いて、90万円で丸々一式やれというようなことを防ぐための条項かなと思います。今回は、我々はきちり管理して、そういう業者を指導すべきところの部分がきちりできなかったということだと思います。

○委員長（山内孝樹君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 恐らく、これはこのままの質疑答弁になるんだろーと思えますが、そういう中で、JVさんが下請業者を選定するのに問題はなかったのかなと。ここは、今、何らかの表面上で問題が出て、そこを掘り起こしたらこういうことだったということであって、設計どおりにやらなかったという業者を選定することに問題はなかったのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 山上参考人。

○山上雅弘参考人 業者の選定については、一応、こういう復興事業ということでまず町内業者で絞り込みを行うこと、それから県内業者、それから全国ということで、そういう仕組みでやるように当初からURさんと打ち合わせをしてなっております。

町内については、建設業の集まりの方のところにアナウンスをして、全業者さんにアナウンスすることになっています。そういう中で、工事の規模、工期等を見て、各社の判断で手を挙げる中で、我々は選定の基準としまして、実績とか、それから技術者の張りつけとか、それから当然価格ということがございます。そうは言いつつ、やはりなかなか町内の事業者さんも忙

しい中で、なかなか手を挙げていただけたところが少ない中で、管理まできちっと、協力業者さんで管理するところは管理するというお願いをする中で、やはり我々の指導と監督をきちっとしなければならぬという状況の場面もございます。

先ほど、管理の不備でということ、管理をしていないなら丸投げではないかというご質問がありましたが、今回の件は、管理をやっているんですけれども、ちょっとポイントを見逃していたという部分がございますので、一切何もやっていなかったということじゃなくて、やり方の中で、チェックも含めてちょっと十分じゃないところがあってこのような事態を招いたと思っておりますので、その点、教育、作業手順、チェックシートという中で、今後、同様の事態が発生しないようにやっていきたいと思っております。

○委員長（山内孝樹君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 業者の選定ですけれども、URさんと協議しながらということでありましたが、それはこういう復興事業が数々あるわけですから、業者が決して余っているとか足りているとかという状況じゃないことは理解しております。

URさんとJVさんがそこで協議しながら選定したということではありますが、そうすると、町と協議したということにもなりますよね。町とURさんは協定を結んだ協力者ですから。そういうことにはならないですか。URさん単独でJVさんと協議して業者を選定したのか、その辺。

それから、前委員の方々も質問したようでありますが、我々議員とすれば、被災した方々、移転される方々に大変迷惑をかけたなという思いは、URさん、あるいはJVさんと同じなんです。議決してあるんですから。そういう意味で一番大事なものは、元に戻して期間に納めるのは、ちょっと厳しい言い方ですけども、これは当たり前なんです、約束ですから。ただ、ここで受けた精神面をどのように回復していくのか。また、この土地には、これから移っていくのに大変な不安が残るんじゃないかなと思います。その不安をどのように取り除いて信頼を回復し、そして安心して何十年も住んでもらえる土地として受け渡すのか、その辺あたりの考え方をお聞きして質問を終わります。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 まず1点目の専門業者の選定についてでございますが、私どもが町と協議してということではなくて、CMが選定した業者をURが承諾するという仕組みになっておりまして、私どもが承諾するに当たっては、もちろん先ほど説明がありましたように金額面がございます。予定の価格がございますので金額面と、あと施工の能力、体制とかそういった専門的

な技術者がいるかといったものをJVからの報告を受けて、問題がなければ承諾するというシステムでございますので、それをその都度、町さんと協議してやっているわけではございません。CMからの申し出を受けて、私どもが承諾するというところでございます。

基本的には復興事業でございますので、宮城県下とか町内とか、できる限り地元の企業の方のご参加をいただきまして、経済面でも復興が進むようにするというところで私どもとJVが話しております。ただ、実際に施工能力ですとか手間とか作業員というのは、いろいろなところからご協力をいただかなきゃいけないこともありますので、幅広く募って実施しているのが実態でございます。以上でございます。

あと、信頼の回復につきましては、先ほどと繰り返しになりますけれども、再施工の地区につきましては、専任の職員を張りつけまして、抽出ではなく全宅地、擁壁を外した後に段階的に確認しますが、全宅地を確認してしっかりした品質のものを完成して、地権者の皆様にお渡しして、少しでも信頼の回復につなげたらなと思っているところでございます。

あわせて、ほかの地区も年度内にいろいろ完成しますけれども、そちらの宅地では二度とこういったことがないように、安心していただける宅地を供給することが信頼の回復につながるのかなと思っておりますので、全力で取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 どうも初めまして。ご苦労さまです。

初めに、私は田舎育ちなものですから言葉が悪いので、最初におわびしておきたいと思えます。

今まで、いろいろと質問がなされまして、皆様方の反省あるいは今後の対応策は十分に認識いたしました。私は、要するに、なぜこのようなことが起こったのかということ、この事件が起きた原因者は誰かということなんです。皆さんの報告書を見ますと、CMJVの下請さん、地元業者3社、Aブロック及びBブロック宅地造成工事一式をお任せしたということになっています。でありますから、この地元業者3社が原因者と理解してよろしいですか。まず、その辺のところ。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 原因がどうだったかというご質問でございますけれども、どうしたら防げたかということで考えれば、実際に工事をやった業者の方とか、例えば、JVと監督するURのどこかがチェックできれば防げたので、それぞれにそれぞれの原因があったと理解しているところでございます。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 今のお話は反省なんですよ、反省。私は、なぜこの事件が起きたのかということを知っているんです。ですから、それを起こしたのはこの下請業者といいますか3社でいいわけですね。その事件が起きた、私から言わせると人がやったことですから事件だと思っているんですが、事件が起きて、結果、現場の作業員の指導が足りなかったとか、そういうことを言われているわけです。施工不良の発生要因、先ほど言いましたけれども、施工業者による設計図及び施工手順に基づく施工がなされなかったというのは、これは下請業者さんのことですよ。ですから、原因者はこの下請業者さんということですよ。私はそう解釈するんですが。

ここに、7月5日の特別委員会に町から出された施工不良の発生要因というのがあるんですけども、そこにはそう書かれているんです。それから、6月27日の河北新報、飛島さんの要するにコメント、現場作業員への指導や施工状況の確認を怠ったと、これは飛島さんの反省文、反省です。私が知っているのは、事故を起こしたのは誰かということです。原因者は誰かという質問なんです。ですから、資料を見ますと、下請業者A、B、C、専門業者となっていますが、この3社ということで理解をせざるを得ないということです。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 一部繰り返しになるかもしれませんが、私どもUR都市機構としますと、この工事を一体的業務として発注しているのはJVでございます。共同企業体でございますので、そちらは施工上の問題も品質管理も私どもはJVに任せておりますので、施工の問題は全てJVの原因と私どもは考えております。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 瀧参考人。

○瀧 二郎参考人 確かに、工事をやられたのはこの3社の方でございます。ただ、先ほど来、申しましているように、どうしても人がやることですので、誤差であったり間違いであったりは生じるものでございます。それを確認してチェックして直してちゃんとお納めするのが私どもの仕事です。ですから、そこのができなかったのが、今回の事案が起きたと私は考えております。ちゃんと直してお納めすれば、このようなことはなかったという認識をしております。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 これは同じようなやりとりになっかと思うんですけどもね。私どもは素人なのでよくわかりませんが、例えば、現場代理人というんですか現場管理人というんですか、と

いうのは、そこにいなかったんですか、いたんですか。いなければできないんでしょう、工事は。多分いたと思うんだ。現場代理人が現地に行って監督する、管理するということも含めて予算というのはとってあるわけだ。実際にはその仕事をなされなかったと、役目が果たせなかったと、管理の。それでお金はもらうんですか、ということなんです。それは私のような素人から考えると、何という言葉で表現したらいいのかわかりませんが、仕事もやらなくてお金はもらえるんですかということなんです。それはやり直しするからいいんだらうということになるんでしょうが。

いずれにしろ、皆さんが責任だということは言わざるを得ないと、それはわかります。わかるんです。実際にはそういうシステムと申しますか仕組みでなられているんですから仕方がないかと思うんですが、いろいろと情報が入りまして、URさんと町の関係者が飲食をともにしたとかいろいろな話なんです、これは仕事の打ち合わせだから仕方ないのかなということではなかなと思っております。

はっきり申し上げまして、URさん、飛島さん、それから大豊さん、三井さんですか、CMJVですか、町も含めて世間と申しますか、私自身もそうですが、信頼を失いました。これからは何年になるかわかりませんが、ここにかかわった業者さんはなかなか指名なり入札なりは難しいのかなという思いは今しております。町の住民が許さないでしょう。私はそう思っています。終わります。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。よろしくお願いします。

2点、簡単にお伺いします。

先ほどのURさんのお話の中で、繁忙期でちょっと心配もあったと、大丈夫かなというお話もありましたので、そこできちんと点検ができなかったのかどうか、1点お伺いします。

それから、私がさっき聞いたのは、直接的にはJVさんが設計、工事、管理をやっていると、そしてURさんは監督だというお話でしたので、再工事に関しまして、JVさんが全部責任を持ってやるというお話ですけれども、それでよろしいのかどうか、ちょっとお伺いします。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 1点目につきましては、誤解があったら訂正させていただきたいと思っております。繁忙期だったから心配があったという認識ではなくて、最初のご質問の中にどういう背景

があったかということがございましたので、一般的には年度末は非常に忙しい時期でもございますし、特に復興事業は27年度を越えて28年度に入りまして、宅地の完成がどの地区でも非常に多くなっているということからすると、年度末という忙しい時期が背景にあったのではないかなと個人的な意見を申し上げたところでございまして、それが心配ということではございませんので訂正させていただきたいと思えます。

あと、再工事でございますけれども、再工事につきましては、繰り返しになりますが、工事を実施しているのはJVさんですし、同じように施工管理と品質管理はさせていただくんですけれども、二度と同じようなことが起こってはいけないので、URとしても品質管理と一緒にやっていると。ですから、URが責任を持って現場管理を日々やっていると。現場の事務所だけでは人間が不足しているのは事実ですので、仙台から人を送ったりとか東京から来てもらったりとかしまして昼夜間工事をしておりますので、それに対応すべく確認しておりますので、JVさんに任せているというよりも一緒にやっているとこの状況でございますので、ご理解いただければと思えます。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 多分、先ほどお話ししたのは、病気の人が出て交代要員があっってちょっと心配があったというお話だったかと思えます。

それと、費用負担についてJVさんが全部ということですので、そういう考えでよろしいのかどうかということです。

○委員長（山内孝樹君） 山上参考人。

○山上雅弘参考人 前段の質問の体調を崩したという話でございます。こういう事業を進める中で、どうしても過重労働という問題からは切り離せない状況になっております。今、監督署からもいろいろご指導を受けている中で、我々もそういう者が出ないようにということも含めて努力してまいりますので、起きてしまった事実についてちょっと深く反省して、今後、増員という形で対応させていただくということでございます。

○委員長（山内孝樹君） 吉田参考人。

○吉田正喜参考人 費用負担についてでございますが、費用負担につきましては、工事等を私どもとJVで契約するときのいろいろな条項等もございまして、総合的に判断してJVさんのご負担での申し入れがありますので、それで負担するのが適当だと考えているところでございます。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようですので、以上で参考人に対す

る質疑を終了いたします。

それでは、私から改めまして、本日、本委員会に参考人としてご出席いただきました各方々に御礼の挨拶を申し上げたいと思います。

委員会におきましては、参考人各皆様、格別なるご協力とご丁寧な説明をいただきましたこと、また、これから当委員会におきまして皆様のご意見等、重要な参考として調査を進めてまいりたいと思っております。大変お忙しい中、ご出席いただきましたこと、改めて心から深く感謝申し上げ、御礼の挨拶にかえさせていただきます。大変、ありがとうございました。

ここで、参考人方にはご退席させていただきます。

参考人に対する質疑は終了しましたが、当局に対し伺いたいことがあれば発言を許します。

三浦清人委員。

○三浦清人委員 副町長、ただいまの参考人と我々特別委員会とのやりとりを聞いていたかと思えます。

要するに、事故が起きた原因者は3者であると、UR、CMJV、それから下請業者、3者の責任であると、原因者であるということはわかったと思います。そういう答弁をなされていますから。先ほど来、何だか委員会とか特別調査委員会だか開かないとわからない、わからないと言っていました、ここではっきりと判明したと私は思っております。

それから、ちょっとこの間、時間の関係で私は質問しなかったんですが、瑕疵担保責任の関係なんです、注意事項説明がありました。この中に、要するに2年間瑕疵の責任を負いますよという項目が載っていないんです。契約書に載っているのかなと思っておりますよ。契約書には載っているんですか。その辺の住民への説明というのは口頭だけではちょっとまずいので、その辺のところの文書のやりとりはどうなっているのかなと思ひまして、今、質問させてもらいました。

○委員長（山内孝樹君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 瑕疵担保責任の話につきましては、土地の売買契約書の中で瑕疵担保事項について明言しておりまして、その中で期間2年という形ではっきり期間の明言もしております。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良についてを終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任していただきたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのようにとり進めることといたします。

そのほか、委員から特別委員会についてご意見があれば伺います。（「なし」の声あり）なければ、これをもって本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。

以上をもちまして、以上をもちまして東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時15分 閉会